

大阪府歯科保険医協会は9月5日に開いた理事会で安保法案の撤回・廃案を求める理事会決議を採択し関係先に送付しました。

## 安保法案の強行採決に反対し、撤回・廃案を求める

参議院で審議されている安保法案は、政府自身が日本国憲法9条に違反するとしてき集団的自衛権の行使を認め、自衛隊の海外での活動範囲を限りなく広げるものである。

大多数の憲法学者が違憲表明しているように、安保法案が憲法違反の法案であることは明らかである。最高裁元長官も集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反だと指摘している。

内閣は憲法の範囲内で法案を作成し、国会へ提出しなければならないし、国会議員は憲法の範囲内で法律をつくらなければならない。憲法を無視した政治は立憲主義の破壊であり、絶対に許されるものではない。

国会の審議が進むほど、法案に反対する国民の声はますます広がり、新聞・テレビの世論調査では反対が過半数となっている。8月30日には国会周辺で12万人、大阪で2万5千人など全国で大きな抗議行動が起こっている。

安倍首相や関係閣僚は、「戦争するための法案ではない」と繰り返しているが、「平和と安全を守るため」として説明してきた立法事実が、国会審議でことごとく覆されてきた。集団的自衛権行使の必要性について安倍首相は、米艦による邦人輸送を例にしたが、中谷防衛相の、集団的自衛権の行使は邦人乗船とは関係なくあり得るとの答弁は、その一例である。

また、衆議院で法案審議が始まった日に自衛隊が幹部を集めて法案成立を前提とした具体化の説明をしていることが明らかになった。自衛隊と米軍との間の軍事調整所を設けるといふ国会に一言も説明されていないことが、自衛隊では先取りして進行している。

さらに、統幕長が昨年12月の訪米時に、安保法制は夏までには終了すると米軍幹部に約束をしている。法案の閣議決定もされていない時点でのこうした行為は、国会や国民を無視したもので到底許されるものではない。

国会会期はあと3週間となった。政府は、国民の多数の声に反して9月14日の週にも参議院で強行成立を狙っているが、立憲主義、民主主義、平和主義を破壊する安保法案の成立は断固容認できない。法案の撤回・廃案を求めるものである。

2015年9月5日

大阪府歯科保険医協会第6回理事会